

環境基準

一般地域の場合

該当類型	騒音規制区域区分	区域の範囲（相当する地域を含む）	基準	
			昼	夜
A	第一種区域	第一種低層住居専用地域	55	45
		第二種低層住居専用地域		
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域		
		第二種中高層住居専用地域		
B	第二種区域	第一種住居地域		
		第二種住居地域		
		準住居地域		
C	第三種区域	近隣商業地域	60	50
		商業地域		
		準工業地域		
	第四種区域	工業地域		
		工業専用地域		

※ 未指定地域は環境基準B類型の規制基準値により評価する。

道路に面する地域の場合

	規制基準	
	昼	夜
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

※ 道路に面する地域とは道路から50mと判断する。

道路に面する地域で幹線交通を担う道路に近接する空間の場合は下記の基準を適用する。

	規制基準	
	昼	夜
幹線交通を担う道路に近接する空間	70	65

※ 幹線交通を担う道路は高速国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道とする。